平成２６年（フ）第２０６号
茨城県土浦市天川１丁目18番57号
債務者　普入美代子（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古徳　尚子
4　破産債権の届出期間　平成27年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月８日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１９０５号
横浜市神奈川区入江１丁目21番25号　１Ｆ
債務者　船崎　　司
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　浩人
4　破産債権の届出期間　平成27年３月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月14日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９０号
高知市神田106番地
債務者　松浦　茂樹
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　　廉
4　破産債権の届出期間　平成27年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３９１号
高知市神田106番地
債務者　松浦　和子
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　　廉
4　破産債権の届出期間　平成27年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５８２号
東京都立川市柴崎町１丁目９番28号
債務者　緒方　喜雄
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　　充
4　破産債権の届出期間　平成27年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月17日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１８５１号
横浜市港南区最戸１丁目５番18号　コーポ平安103号
債務者　小巻　　孝
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　美樹
4　破産債権の届出期間　平成27年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月22日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２７号
川崎市多摩区三田２丁目１番地17　クレボナール三田205
債務者　永田　　慎
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古澤　眞尋
4　破産債権の届出期間　平成27年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５４０号
川崎市川崎区池田１丁目10―６　エスポワール北辰Ｉ402、住民票上の住所川崎市川崎区大島３丁目33番12号
債務者　小暮喜久子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　幸男
4　破産債権の届出期間　平成27年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５４１号
川崎市川崎区池田１丁目10―６　エスポワール北辰Ｉ402、住民票上の住所川崎市川崎区大島３丁目33番12号
債務者　小暮昭四郎
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　幸男
4　破産債権の届出期間　平成27年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５４２号
川崎市川崎区砂子２丁目７番地１　ダイメイビル1001
債務者　小暮　晃子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　幸男
4　破産債権の届出期間　平成27年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
兵庫県姫路市東雲町５丁目11番地１
債務者　井上　敬三
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　破産債権の届出期間　平成27年３月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月22日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３４４号
埼玉県東松山市大字市ノ川41番地　グランソーレ202
債務者　清水　重男
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２６６号
千葉県八街市文違301番地37
債務者　古川　　忍（旧姓髙羽）
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第９号
千葉県四街道市大日267番地２　グリーンハイツ103
債務者　宮浦　絵美（旧姓浮谷）
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１１号
千葉県佐倉市上志津原143番地18
債務者　荒巻　重信
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１２号
三重県鳥羽市安楽島町329番地165、前住所三重県志摩市阿児町甲賀1379番地10
債務者　有留ふゆ季
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係